

令和4年7月28日

関係機関・団体各位

兵庫労働局雇用環境・均等部長

改正育児・介護休業法等説明会の開催について（周知協力依頼）

日頃より、労働行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されています。

兵庫労働局では、改正育児・介護休業法について理解を深め、具体的な就業規則の整備等の御対応を進めていただくため、下記のとおり説明会を開催します。説明会では、改正育児・介護休業法のほか職場のハラスメント対策や改正された各制度についても御説明します。

つきましては、御案内及び関係資料をお送りしますので、周知に御協力いただきますようお願いいたします。

記

- | | | | |
|-----|----------|-------------|------------------|
| 第1回 | 9月6日（火） | 10:00～11:55 | クリスタルホール（神戸市中央区） |
| 第2回 | 9月6日（火） | 14:00～15:55 | クリスタルホール（神戸市中央区） |
| 第3回 | 9月8日（木） | 14:00～15:55 | ハローワーク姫路（姫路市） |
| 第4回 | 9月13日（火） | 14:00～15:55 | 但馬労働基準監督署（豊岡市） |
| 第5回 | 9月15日（木） | 14:00～15:55 | ハローワーク尼崎（尼崎市） |

（参考）育児・介護休業法の改正点

【令和4年4月1日施行】

- 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
- 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

【令和4年10月1日施行】

- 3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
 - 4 育児休業の分割取得
- 他

【令和5年4月1日施行】

- 5 育児休業取得状況の公表の義務化（従業員数1,000人超の事業主が対象）

<問い合わせ先>

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3

神戸クリスタルタワー15階

TEL 078-367-0820